

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、父母及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>第1条 (略) (用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、父母及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4_____に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>